

年金だより

市民課年金係 ☎ 973・5498

祝20歳成人おめでとう！新成人の皆さん、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

Q: 加入しなくちゃダメなの？

A 日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は（外国人含む）、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。



Q: どうやって加入するの？

A 学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方は、うるま市役所市民課年金係で手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

Q: 保険料が払えないのだけど…

A 国民年金の第一号被保険者の平成22年度の保険料額は、月額一万五、一〇〇円です。

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

Q: 未納についてどうなるの？

A 国民年金保険料が未納となつていると、次の事が考えられます。

- ・事故などで障害を負った際、障害基礎年金が受け取れない
- ・万が一死亡した際、遺族が遺族基礎年金を受け取れない

（※遺族基礎年金上の遺族とは18歳未満の子、もしくは18歳未満の子をもつ妻を指します）

・老後の年金を受けられなかったり、年金額が低くなつてしまつ

このように思わぬ事態を招きます。納付、もしくは免除等の手続きを忘れずに行いましょう。

年金手帳は大切に！



年金手帳は将来就職や退職、または年金の請求手続きをするときなどに提出を求められます。

20歳になったら、第一号被保険者は日本年金機構から年金手帳が送付されます。年金手帳をしっかりと管理して、自分の年金加入記録を残しておきましょう。自分の年金記録を管理するのはあなたです！

※平成22年12月号で掲載しました「Q-1 第三号被保険者とはなんですか？」の文中、「26歳以上60歳未満」となっていますが、「20歳以上60歳未満」の誤りです。お詫びして訂正いたします。